

# 「さがみはらSDGsパートナー」募集要項

相模原市は、SDGsの理念を踏まえ、地域課題の解決や「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりに、共に手を携え取り組んでいただける企業・団体等を「さがみはらSDGsパートナー」(以下「パートナー」という。)として募集します。

## 1. 趣 旨

パートナー制度を構築することで...

- 企業、NPO、団体、教育機関、行政等がSDGsを起点に連携を深め、豊かな自然環境とにぎわいのある街を次世代につないでいくための取組を進めます！
- 一人ひとりの行動変容を促し、SDGsの目指す「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するために、連携してSDGsの普及啓発に取り組みます！



## 2. 応募要件

### 基本要件

相模原市内に事業所等がある、または相模原市を拠点に活動をしている企業、NPO、団体、教育機関、個人事業者等

### SDGs 関連

- ・SDGsの達成につながる取組をしていること
- ・市や他のパートナーとともに、SDGsの達成や地域課題の解決、SDGsの普及啓発に取り組む意欲があること

### その他要件

- ・市税等を滞納していないこと
- ・相模原市暴力団排除条例第2条第5号に定める暴力団支配法人等に該当しないこと
- ・過去3年以内に重大な法令違反がないこと

### 3. 応募方法等

#### (1) 応募方法

さがみはらSDGsパートナー登録申請書に必要事項を記入のうえ、電子メールにてご提出ください。

電子メールでの提出が出来ない場合のみ郵送での提出を受付けますが、市からの情報提供は原則電子メールで行います。

電子メール：[sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:sdgs@city.sagamihara.kanagawa.jp)

郵 送：〒252-5277

相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市政策課SDGs推進室

#### (2) 募集期間

8月17日(月)～ 随時募集

### 4. 登録等

#### (1) 登録について

市が申請者のSDGsに関する取組内容等を審査し、パートナーとして登録をします。  
(登録後、さがみはらSDGsパートナー登録証を交付します)

#### (2) 登録の取消しについて

下記に該当する場合は、登録を取消すこととします。

- ・虚偽の申請により登録を受けたことが判明したとき
- ・解散等の理由により、連絡が取れなくなったとき
- ・パートナー制度の信用を著しく損なうとき又は損なう恐れがあるとき
- ・パートナー制度の運用に当たって重大な支障が生じると認められるとき

### 5. パートナーのメリット等

- パートナーには、登録証、オリジナルロゴステッカー、デジタルロゴ、木製SDGsピンバッジを提供します。

先着250団体(令和3年2月末迄)には、さがみはら津久井産材で作成した登録証盾を発行します。(以降は紙製の認定証を発行予定)  
登録証盾の発行は10月以降となります。



ステッカー及び  
デジタルロゴ  
イメージ

- 「(仮称)パートナーズミーティング」等、パートナー間の交流の機会の提供や、共通の課題に取り組むパートナーのネットワークづくりを支援します。
- パートナーの取組をホームページ等でPRします。
- SDGs関連事業等についての情報提供を行います。